

日本財政の現状と望ましい税制の考察

田淵 健悟

はじめに

日本の財政状況の悪化は人々の関心を寄せる問題となってきた。日本の財政状況は先進諸国の中でも極めて悪いとされているが、進行する少子高齢化による社会保障給付の増大など財政に求められる役割は大きい。しかし、日本は長期にわたり財政の収支の帳尻を合わせることができない状況下であり、公債を発行して初めて財政活動及び財政の役割を実行し得ており、現状のままでは将来において安定した国民生活を維持することが困難になることが予想される。

第一節では、財政の機能や財政状況の現状を諸外国との比較を行うことで日本財政の概要について見ていく。第二節では、財政赤字が拡大した要因や公債発行の是非について示し、巨額に膨れ上がった財政赤字から生ずる問題点について検討していく。第三節では、歳出削減が困難であることや歳入を拡大する上でどのような税制を目指すべきなのかについて述べ、財政健全化に向けての考え方について見ていく。第四節では、税収を確保するだけでなく公平性を確保した税制を模索するにあたって個人所得税、法人税、消費税について、問題点と必要な政策について考察する。

第1節 債務が拡大する日本財政の現状

1.1 財政の果たす三つの機能

財政とは、政府の経済活動であり、租税や公債などの収入手段を組み合わせる民間部門から資金を調達し、国民生活の基盤となる諸条件を整える活動を行う¹役割を担っている。役割を遂行するために財政は、①資源配分の調整、②所得の再分配、③経済の安定化といった3つの機能を有している。

資源配分の調整は公共財の供給や外部性を持つ財・サービスに対して課税や補助金を通じて供給量を最適な水準にすることである。

所得の再分配は所得税などへの累進税率適用や資産課税によって高所得者により重い負担を求め、実質的な所得分配を変化させ、生活保護や失業保険などの社会保障支出を通じて低所得者により多くの経費を割り当てる。市場経済の下でもたらされる所得や資産は、個人の能力・努力・運や遺産に左右されており、これを、所得税や相続税の累進構造や社会保障給付を通じて再分配を図ることは、社会の安心・安全を確保することになるとともに、活力を維持する観点からも重要なことである。

¹ 西田 (2012) p.37.

経済の安定化はビルト・イン・スタビライザーとフィスカル・ポリシーの2つの機能を通じて実行され、インフレや失業といった経済現象に対処して景気変動を小さくするものである。ビルト・イン・スタビライザーとは、累進構造をもつ所得税や景気変動に敏感に反応する法人税の税収は、好況期には増加し、個人や法人の需要を抑える役割をする。不況期には、逆のメカニズムが働き、可処分所得や法人利益の減少、ひいては個人・法人の需要の減少を緩和する効果がある。フィスカル・ポリシーでは、不況期には公共事業の拡大や減税により景気刺激策が行われ、景気の過熱期には財政規模の縮小や増税によって有効需要の拡大を抑える。つまり、不況期には減税が行うことにより国民の可処分所得の増加を通じて景気を拡大させ、景気の過熱期には、増税により、超過需要の発生を防止し、インフレの発生を防止する政策をとるということである²。

1.2 一般会計予算から見る日本財政の現状

日本財政は、1965年度に初めて赤字国債が発行され、その後は10年間にわたって赤字国債の発行はなかったが、第一次石油危機による不況から1975年度に赤字国債が発行されることになった。1990年度には臨時特別公債を除いて赤字国債を発行することはなかったが、1994年度から再び赤字国債が発行され始め、以降、毎年度多額の公債に依存することになり財政赤字が続いている。

図1は、一般会計予算の規模を示している。一般会計予算の規模は2014年度末で95.9兆円となっており、歳出面から見ると、社会保障関係費が30.5兆円で歳出全体の31.8%と最大の割合を占めており、国債の元本償還及び利子支払に充てられる費用である国債費23.3兆円（歳出全体の24.3%）と地方交付税交付金等16.1兆円（歳出全体の16.8%）を加えた3経費で歳出全体の約7割以上を占めている³。歳入面から見ると、租税及び印紙収入50.0兆円と、税収でまかなわれているのは5割程度に過ぎず、残りの4割強（41.3兆円）は将来世代の負担となる借金に依存する形となっている⁴。

この結果、2014年度一般会計予算における公債依存度（歳出総額のうち公債発行でまかなわれている割合）は43.0%となり、普通国債残高は2014年度末で780兆円程度まで積み上がり、国・地方を合わせた長期債務残高は2014年度末には1010兆円程度、対GDP比で約202%になると見込まれ、先進国の中で最悪の水準にある⁵。

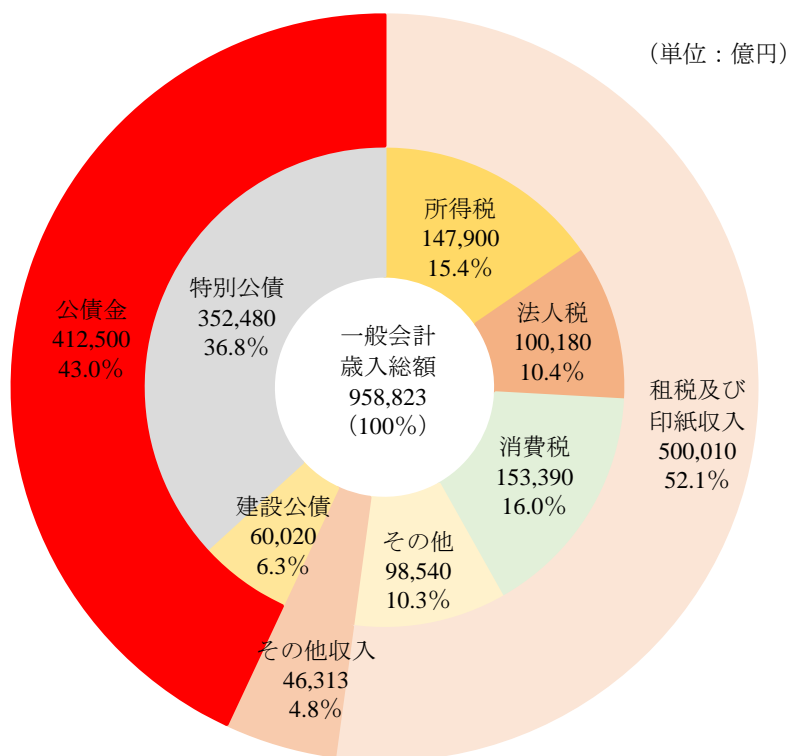
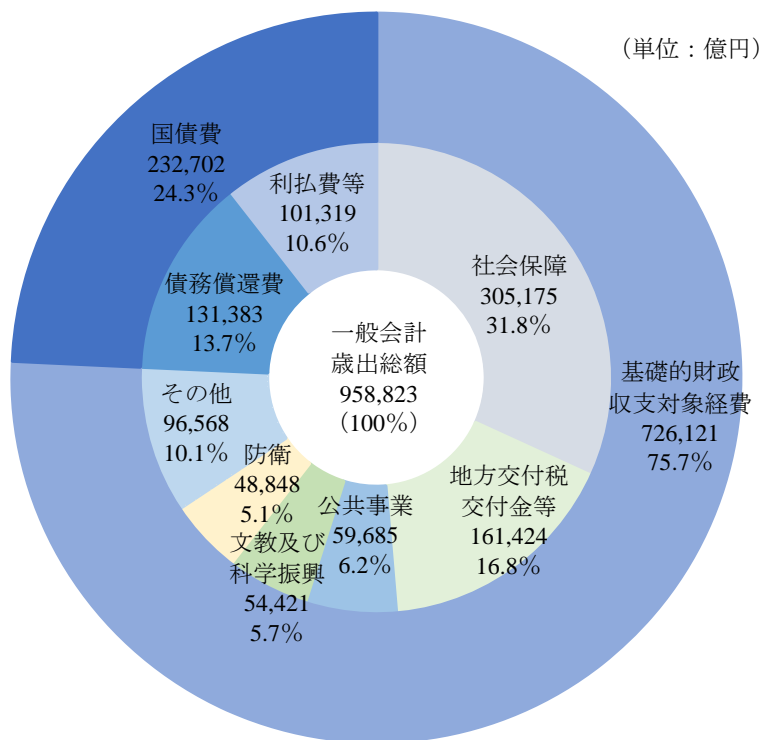
² 森信（2010）pp.3-5.

³ 可部（2014）p.6.

⁴ 可部（2014）p.6.

⁵ 可部（2014）pp.6-10.

図1 2014年度一般会計予算の概要



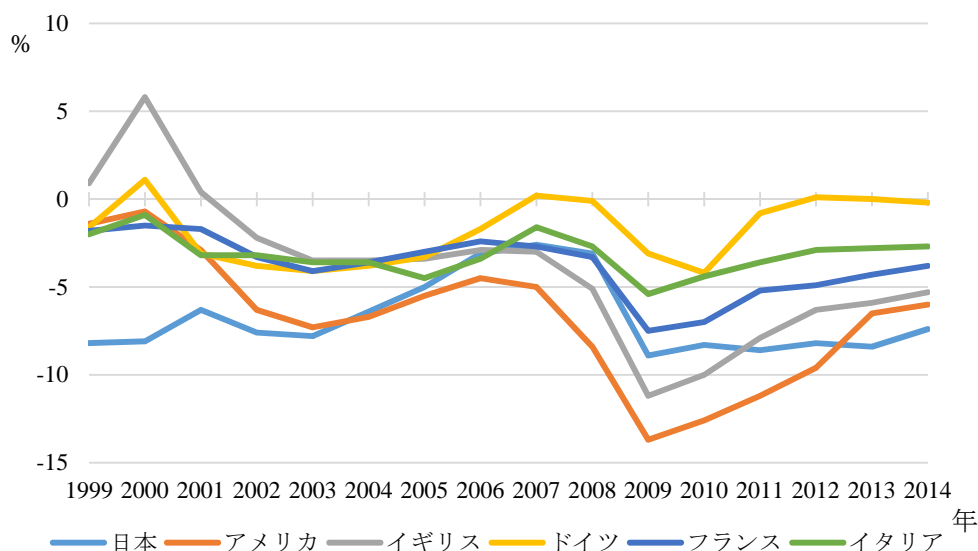
(出所) 財務省「日本の財政関係資料 (平成 26 年 10 月)」より作成。

1.3 財政状況の国際比較

財政状況の悪化を主要先進国と比較することで日本財政の現状を知ることができる。財政状況の国際比較をする場合には、各国ごとに予算制度上の相違が存在することなどから、財政収支や債務残高などを比較するのが一般的である⁶。図2は、先進各国における財政収支の対GDP比の推移を示したものであり、図3及び図4は、先進各国における債務残高の対GDP比、純債務残高の対GDP比の推移をそれぞれ示したものである。

図2の財政収支の対GDP比の推移からわかるように、日本財政は2003年から2007年にかけて改善したものの、2008年以降は世界的な景気後退の影響により急速に収支が悪化しており、主要先進国が2010年代に入って財政収支を着実に改善していく中で、日本は依然として大幅な赤字を抱えており⁷、2014年においては-7.4%で最も収支のマイナス幅が大きくなっていることがわかる。こうした財政赤字の積み重ねにより、図3の債務残高の対GDP比で見ると、1999年にはイタリアとほぼ同水準であったものの、2000年以降の著しい増加により、2014年においては229%と日本が最も高く⁸、次いでイタリアとなっているが、主要先進国の中でも際立って高い水準となっている⁹ことが読み取れる。加えて、図4における純債務残高¹⁰の対GDPで見ても、日本は1999年以降大幅に上昇しており2014年において142.5%で主要先進国の中で最悪の水準となっていることがわかる。

図2 主要先進国の財政収支の国際比較 (対GDP比)



(出所) 財務省「日本の財政関係資料 (平成26年10月)」より作成。

⁶ 可部 (2014) pp.6-7.

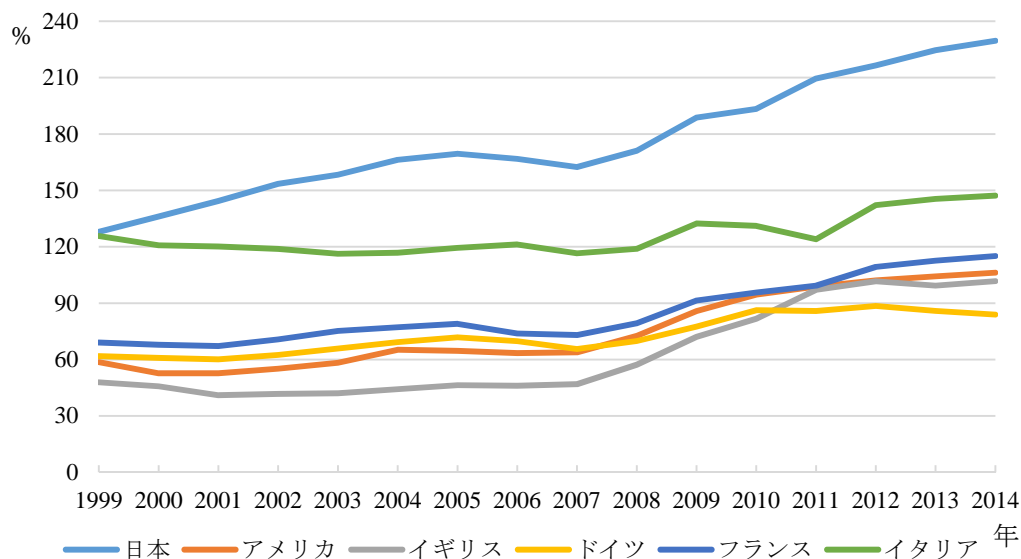
⁷ 可部 (2014) p.7.

⁸ 短期債務残高を含む。

⁹ 可部 (2014) p.7.

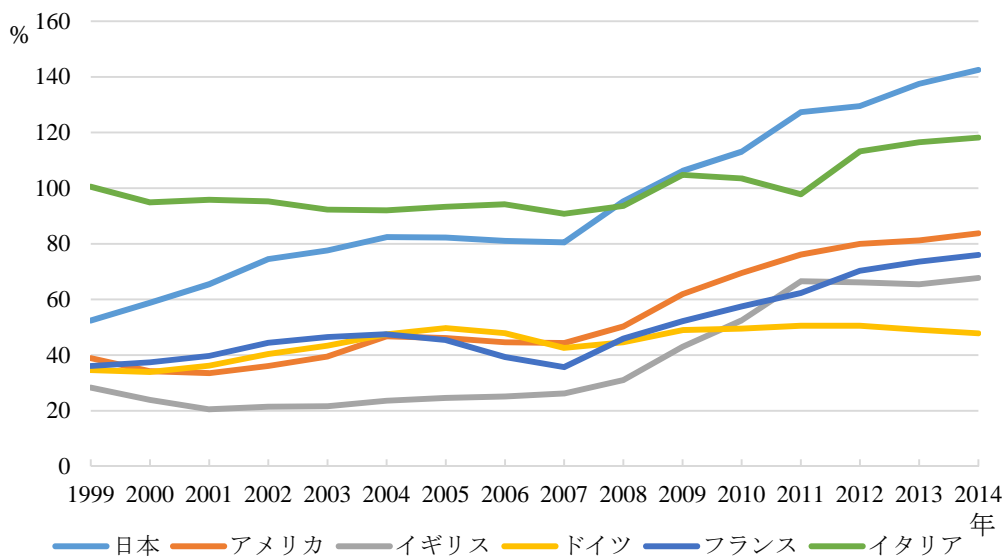
¹⁰ 政府の総債務残高から政府が保有する金融資産 (国民の保険料からなる年金積立金等) を差し引いたもの。

図3 主要先進国の債務残高の国際比較（対 GDP 比）



（出所）財務省「日本の財政関係資料（平成 26 年 10 月）」より作成。

図4 主要先進国の純債務残高の国際比較（対 GDP 比）



（出所）財務省「日本の財政関係資料（平成 26 年 10 月）」より作成。

第2節 財政赤字累積がもたらす問題

2.1 財政赤字が拡大した二つの要因

1990年代以降財政赤字が拡大してきた背景には90年代初頭と2000年代とで財政を取り巻く環境の変化から考えられる。

以下に、二つの理由を掲げる。

第一に、税収入の減少である。1992年度には税や収入の対GDP比は33.3%であったが、2005年度にはその比率が30.7%に低下しており、特に、個人所得税の比率は2.7%も下がっていた¹¹。加えて、バブル崩壊後、景気対策のため所得税を中心に減税が繰り返されてきた背景があり、この恒久的な減税は景気が回復したら元に戻すという条件が暗黙にあったものの、それには増税という批判があびることから困難を伴うことになっていた。法人税についても、恒久的な減税政策に伴って、税率の引き下げが行われていた¹²。

第二に、社会保障費の増大である。2000年代に入ってから、社会保障費の増大が顕著になってきている。高齢者人口は絶対数だけでなく総人口比率としても増加してきており、社会保障に対する政府歳出が急激に拡大してきた¹³ことが考えられる。

以上より、歳入面では減収傾向に歳出面では増加傾向にあったこと、つまり、構造的な側面が財政赤字の拡大してきた主要な要因であったと推察できる。

2.2 公債発行は悪いことなのか

財政赤字が拡大した要因については前節で述べた。財源調達手段としては主に公債発行と税収があるが、公債発行は政府の借金であることから悪いものであると認識されやすい。政府収入としての公債発行にどのような必要性があるのか、代表的な考え方は三点に整理することができる。

第一に、「利用時支払い」という考え方で、公債には後の世代の納税者からの租税の先取りとしての機能があるというものである¹⁴。世代間を超えずに現世代のみが便益を受ける場合は便益を受ける世代が租税を拠出すべきであり、借金は望ましくないが、世代を超えて利用可能な公共土木や建築など受益と負担については建設時の納税者だけでまかなうとすると、現世代が過分に負担することになり、逆に後の世代は、負担なしに便益を受けることになり不公平である¹⁵。つまり、建設時に一時的に必要となる資金を公債でまかない、施設が存続する限り利用者である後の世代から租税を徴収して公債の元利償還に充てればよいとするのが利用時支払いである。世代

¹¹ 持田 (2009) p.227.

¹² 持田 (2009) p.228.

¹³ 持田 (2009) p.228.

¹⁴ 持田 (2009) p.231.

¹⁵ 持田 (2009) p.231.

間の受益と負担の不公平さを解消するために公債発行が是認されるというものである。

第二に、効率性の観点から公債発行を是認するという考え方である。公債か租税かの選択はタイミングの問題にすぎず、租税であれば予算が執行された年度に一度に納税され、同じ金額を公債で資金調達すると、元利償還のために小規模な増税が分散して行われるものであり、租税であっても公債であっても両者の現在割引価値で見た金額は同一となる¹⁶（リカードの等価定理）という理論である。税制によって生じるインセンティブの歪みを軽減できる。高い税率は経済活動の意欲を削ぐことを通じて社会のマイナスとなり、インセンティブの低下は税率が高くなるほど顕著になるので、税率を年ごとに変動させるよりもある程度安定的に保つほうが社会的コストを小さくできる¹⁷（税の平準化）。税率を安定的に保つためにも公債発行が望ましいという考えである。

第三に、有効需要の下支えとして公債発行を是認するという考え方である。失業率が非常に低いのであれば、財政支出の増加はインフレを加速させるので、増税によって民間部門の購買力を吸収しなければならないが、反対に失業率がかなり高い場合には、有効需要を下支えするため赤字公債を発行するほうがよい¹⁸と考えられる。

以上のことを踏まえると、公債発行にはデメリットだけでなく税収にはないメリットがあることも考慮に入れなければならない。

2.3 巨額な赤字財政下で抱える問題

日本における債務残高が増加していること、公債発行にはメリットとデメリットがあり、非難のみされるべきではないことは述べたが、財政赤字が過度に累積した状態では三つの問題が起こる。

以下では、財政の硬直化、世代間の不公平拡大・将来への負担先送り、財政の持続可能性に対する信認について列挙する。

財政の硬直化

日本において公債が累積していることの問題は、国家破産という面からではなく、一般会計予算の規模から読み取れるように、23.2兆円という予算の約四分の一にのぼる巨額な金額が借金の返済に使われていること¹⁹である。財政は、財政の3機能を介して国民の生活を支え、経済を支える公共サービスを供給することが役割であるが、借金の返済に大きなウェイトを占められてしまうと、財政本来の役割を果たすことができなくなってしまう。このことが、財政赤字累積による本質的な問題であり、財政の硬直化と呼ばれる。さらに、日本は少子高齢化という人口構造上の問題に直面しているため、今後、年金や医療、福祉といった社会保障関係費に対する財政需要

¹⁶ 持田（2009）p.232.

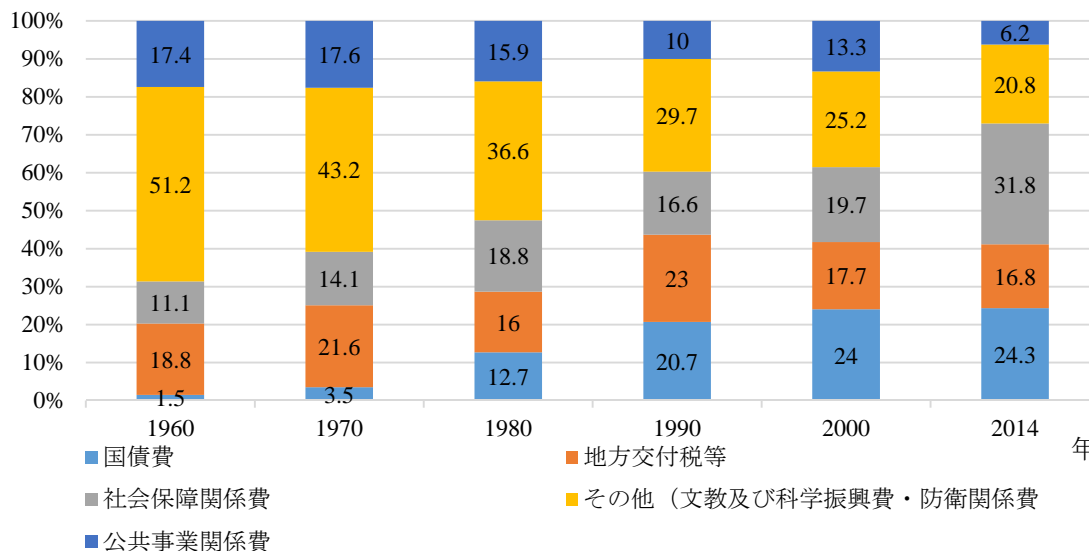
¹⁷ 持田（2009）p.232.

¹⁸ 持田（2009）p.232.

¹⁹ 神野（2007）p.135.

が増大していくと考えられる。図5は一般会計歳出の内訳の推移を示したものであり、社会保障関係費が増加傾向にあると同時に、国債費についても急激な上昇を見せており、他の歳出を圧迫していることがわかる。そういった状況下で財政の有効な機能を発動できなくなると社会保障制度などの持続が困難となり、国民の生活に支障をきたす恐れがある。そのような政策自由度を確保するために公債依存度を低くしていくことが必要である。

図5 一般会計歳出内訳の推移



（出所）財務省「日本の財政関係資料（平成26年2月）」より作成。

世代間の不公平拡大・将来への負担先送り

世代間の不公平拡大、将来への先送りとは国債発行による財政赤字の累増が受益と負担のバランスを崩し、現世代が負担に比べて大きな便益を受け、その負担を将来世代に先送りしている状態²⁰のことを意味する。国債を発行することによる便益を受けるのは主として現世代となるが、国債の償還に伴う税負担は将来世代において増税などを通じて負担を負わなければならない、公債負担を転嫁するということである。これは、重複世代モデルによって考えられている現在では標準的な見方である。

しかし、将来世代への負担の転嫁にはケインズ学派の公債論とバローの公債の中立命題の2点の根拠より過大評価していると異論がある。第一に、ケインズ学派の公債論より、公債発行はわれわれ自身が公債保有者でもあるので、償還は同一世代内の所得移転となるという見方である²¹。発行公債が内国債の場合だけの議論であるが、公債は発行時の現世代において民間部門で利用可能な資源を公的部門に移転させる。このため、民間部門で利用可能な資源が減少するという

²⁰ 西田（2012）p.52.

²¹ 持田（2009）p.238.

点で租税と同じく現在世代の負担となる。たしかに公債は元利償還のための課税という形で財政負担を将来世代に残すことになる²²。しかし、将来世代全体として見ると元利償還のために課税される納税者と元利償還を受ける公債保有者とは同じ世代に属する。両者の間で所得再分配が行われるにすぎず、将来世代に負担は転嫁されない²³というものである。

第二に、バローの公債の中立命題より、財政赤字の拡大に直面して現在の納税者は消費よりも貯蓄を増やす、つまり、人々は遺産を増やして将来世代が背負う債務償還の負担を和らげようとする²⁴という見方である。遺産を蓄えるために財政赤字の増分と同じだけ貯蓄を増やす、つまり、国民貯蓄は変化しない。マイナスの政府貯蓄の増大は完全に相殺され、家計は政府の借入を彼ら自身の借入とみなすという主張である。

財政の持続可能性に対する信認

財政の持続可能性とは政府債務の長期的な償還可能性のことを指し、財政赤字の累増は財政の持続可能性に対する国内外の信用を失うことにつながる²⁵恐れがある。政府債務の債務不履行（デフォルト）やインフレによる国債の実質的な価値の低下等の懸念を抱かせ²⁶、リスク・プレミアムとなって金利の上昇を招きかねない。金利の上昇は利払い費の増加をもたらし、財政赤字のさらなる拡大を引き起こす悪循環に陥れば財政の持続可能性に対する国内外の不安が増幅すること²⁷となる。財政の持続可能性への疑問や国債に対する信認の低下は民間の設備投資を抑制する（クラウディング・アウト）など経済活性化の阻害要因となりうる。これが、財政の持続可能性に対する信認を失うということである。

日本における財政破綻の可能性

債務が過剰になれば財政が破綻してしまうのではないかと考えるのが一般的であるが、累積した財政赤字は、日本においては財政破綻につながるという意味は持たない。過去にアルゼンチン、ギリシャで起きたような財政破綻に結びつく可能性は極めて低い。それは、日本が発行している国債が外国債ではなく、内国債に依存しているからである。外国債に依存している場合は外国から貨幣が入ってくるため、日本の国民所得が向上するが、返済時には外国へ貨幣が流出する一方、内国債は、いわば、国民から国民への借金なので貨幣の流出は起きないため、内国債の過剰な発行によって国家破産した例は見られないことから、今日の日本が財政破綻してしまうことはない²⁸といえる。

以上より、財政赤字に起因する問題を見てきた。将来への負担先送りに過大評価しているとい

²² 持田（2009）p.238.

²³ 持田（2009）p.238.

²⁴ 持田（2009）p.239.

²⁵ 西田（2012）p.52.

²⁶ 西田（2012）p.52.

²⁷ 西田（2012）p.52.

²⁸ 神野（2007）p.134.

う指摘もあり、さらに財政破綻の可能性は極めて低いことが読み取れた。少子高齢化が進行し財政需要が高まる時代においては政策の自由度が失われることは避けなければならない、財政の硬直化が最大の問題である。

第3節 財政健全化に向けて

日本が直面している財政状況は好ましくなく、今の財政構造をそのまま放置した場合、将来において日本財政は大きな困難を避けられない²⁹。したがって、公債依存している財政を健全化していく必要がある。

以下では、経済成長による財政健全化、歳出削減の限界と歳入拡大の必要性、さらに、歳入拡大を目指すに当たってどのような税制を目指すべきなのかについて述べる。

3.1 経済成長による財政健全化

税収は景気の影響を受けるため経済成長による税収の自然増を求め、財政赤字を削減することも考えられる。事実、日本の税収が減退した理由には構造的な要因だけでなく景気の変動による循環的な要因も作用していたからである。景気を回復させ税収の自然増を実現することが歳入の拡大を考える際に前提として重要である。しかし、経済成長により税収が自然増し歳入が拡大したとしても、日本の歳入面の構造的な欠陥、つまり、租税制度が脆弱であっては恒常的に必要な歳入を期待することは困難である。経済成長を実現する政策はもちろん不可欠であることは言うまでもないが、歳入改革を行い、公平と効率の調和のとれた税制を構築することで、結果的に財政赤字が削減されることを目的とする³⁰方向性を志向することも必要であると考えられる。

3.2 歳出削減の限界と歳入拡大の必要性

歳出削減による財政健全化を考えるには限界がある。無駄な歳出、あるいは、便益、必要性の低い歳出を抑制することは財政健全化に対してある程度の成果をもたらす、将来の財政運営への信頼感を高めることができる点で一定の合理性があるといえる。しかし、日本は景気低迷、少子高齢化に伴う社会保障需要の増大といった状況下であり、財政に大きく歳出を削減できる余力は残っていないだろう。歳出の抑制によって政府サービスを縮小化することによる財政の健全化を図ることには限界がある。

財政赤字、政府の借金が累増しているのは、政府の歳出が極端に大きすぎるからというよりは、むしろ、必要な財源を税収で確保できていないという面が大きい³¹。税収増加による歳入の拡大が必要であるが、図6が示すように、日本の租税負担率は国際比較すると相当低いことが読み取

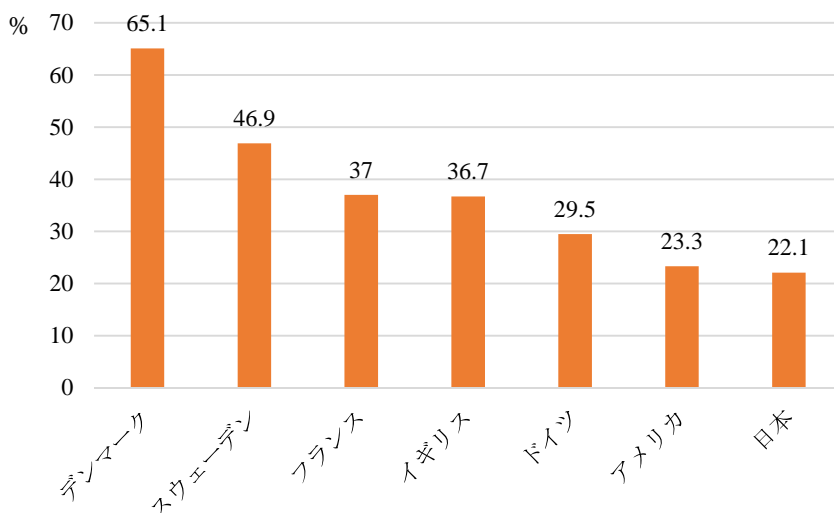
²⁹ 西田（2012）p.21.

³⁰ 関口（2006）p.148.

³¹ 土居（2010）p.19.

れる。財政の持続性を確保するためには、必要な税収を確保するという租税構造を見直す税制改革が不可欠である。歳出削減でなく税収増加による歳入拡大を実施することが必要である。

図 6 2010 年における先進諸国の租税負担率（対国民所得比）



(出所)：財務省「わが国の税制・財政の現状全般に関する資料」より作成。

3.3 どのような税制を目指すべきか

日本が直面する構造的な財政赤字を解決には税負担の引き上げという問題は避けて通ることはできない。しかし、その場合にも、税負担のバランスが取れなければならない。日本においてどのような税制が望ましいのか、租税基盤が弱体化している点から財源調達能力の機能回復が必要であると述べ、望ましい税制を考えるにあたって租税原則にも触れる。

財源調達能力の機能回復

日本の租税基盤は弱体化している。経費が膨張しても、租税収入がそれにみあって増えれば、財政赤字は拡大しない³²。税収の停滞・減少の原因が、バブル崩壊以降における景気の低迷と成長率の低下にあったことはいままでもないことであるが、増税が政治的に困難であったこと、それだけでなく減税が行われてきたことも影響を与えている³³。

実際に、税収動向に注目すると、1991年のバブル崩壊直前の税収が最も多く、それ以降の税収は伸び悩んでいる。1997年には消費税率の3%から5%への引き上げが実施されたが、90年代の景気低迷と景気対策として所得税や住民税、法人税の減税が行われたことより、2002年以降の景気拡張期にも税収が大幅に増加することはなかった。

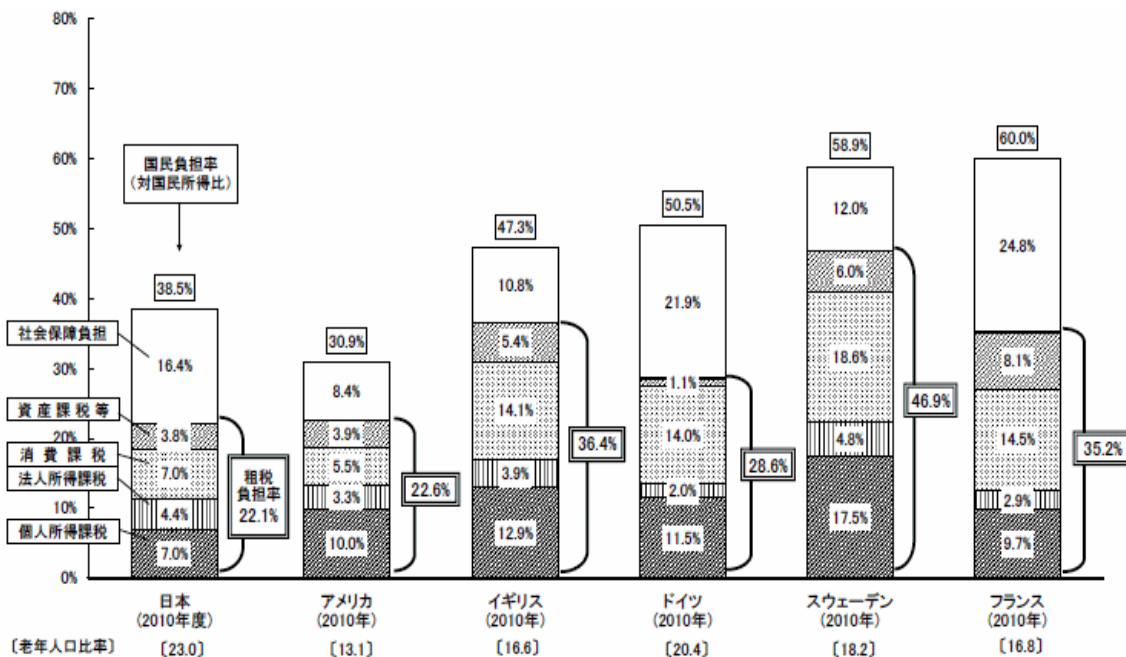
図7は、主要先進国における租税・社会保険料負担の対国民所得比である国民負担率を示して

³² 樋口 (2013) p.264.

³³ 樋口 (2013) p.264.

いる。日本の租税負担率は国際的に見て低く、スウェーデン 46.9%、フランス 35.2%、ドイツ 28.6%、イギリス 36.4%に対し、日本は 22.1%にすぎず、アメリカの 22.6%とほぼ同じ水準（アメリカより小さい）である³⁴。租税負担率に社会保障負担率を加えたものが国民負担率であるが、社会保障負担率は、スウェーデン 12.0%、フランス 24.8%、ドイツ 21.9%、イギリス 10.8%、アメリカ 8.4%に対し、日本は 16.4%であり、スウェーデンやアメリカやイギリスを上回っている³⁵。その結果、国民負担率では、むしろヨーロッパ諸国より低い、アメリカの 30.9%を上回る 38.5%となっている³⁶。日本は、国際的にみて社会保障負担率はそれほど低くなく、租税負担率が低いのである³⁷。国家の基盤は租税であるが、日本の基盤は脆弱なものになっており、財源の調達ができているとはいえない。財源調達能力の回復を図るべきであるが、租税負担率の内訳について海外先進各国と比較すると、対国民所得比では消費課税は欧州諸国に比べて低い水準である。他方、法人所得課税は対国民所得比で最も高い水準、個人所得課税は最も低い水準となっている。消費課税、個人所得課税については各国の基幹税であるのかかわらず、日本は両者が低い水準となっている。どちらかで負担を高める措置、もしくは両者の負担を高める措置が必要である。

図7 国民負担率の内訳の国際比較 (2010年)



(出所)：財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」。

現代の租税における基本的な原則

租税原則は経済・社会情勢等を反映してそれぞれ重点を置く要素が異なるが、現代では「公平・

³⁴ 樋口 (2013) p.265.

³⁵ 樋口 (2013) p.265.

³⁶ 樋口 (2013) p.265.

³⁷ 樋口 (2013) p.265.

中立・簡素」の三つの要素が基本的な原則となっている。

「公平」の原則は租税原則の中でも最も重要なものであると考えられる。何が公平であるかを考えるとさまざまであり、大きく分けて二つの公平性が定義される。経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平性」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平性」³⁸である。さらに、近年では「世代間の公平」が重要となっており、これは、少子高齢化の進展によって、人口構成のバランスが崩れ、生まれた時代によって人々の生涯を通じた税負担に不公平が発生していることを背景とした考え方である³⁹。異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点⁴⁰から考える必要があるようになってきている。

「中立」の原則とは税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにする⁴¹という考えに基づくものである。

「簡素」の原則とは税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする⁴²ということである。税制があまりにも複雑になってしまえば、税制の執行面における公平性を損ない⁴³、却って不公平なものになってしまう。公平性を追求した結果、複雑な税制となり、その結果却って不公平になるというパラドックスに陥ってしまってはならないので、「簡素」の原則も重要な項目である。

それらの現代における「公平・中立・簡素」といった基本原則を満たす税制となっているのか、そして、それらの要素は今日の複雑な経済状況では互いにトレード・オフの関係にあるが、バランスをとりながら機能しているのかについて重要となる。

第4節 望ましい税制改革の方向性

現行の税制は、財政を維持するための財源調達能力が揺らいでおり租税基盤が弱体化していること、財政の果たすべき機能である所得再分配を機能させていないことが問題である。これからの税制改革で必要な方向性は財源を確保しつつ、「公平性」を確保していくことである。

以下では、現行税制の主要税目（個人所得税、法人所得税、消費税）において改善すべき点と今後必要な政策について個別に検討していく。最後に、これからの税制全体を支えるのに不可欠だと考えられる納税者番号制度について触れる。

4.1 公平性を担保する個人所得税の拡充

個人所得税（以下、所得税）は支払い能力に応じた公平、とりわけ支払い能力がより高い者は

³⁸ 財務省『もっと知りたい税のこと』。

³⁹ 森信（2010）p.10.

⁴⁰ 財務省『もっと知りたい税のこと』。

⁴¹ 財務省『もっと知りたい税のこと』。

⁴² 財務省『もっと知りたい税のこと』。

⁴³ 森信（2010）p.14.

より高い租税負担とする垂直的公平性を重視した租税であるといわれる⁴⁴。それは、所得税において累進課税（詳しくは超過累進税率⁴⁵）を適用しているという面から達成されていると考えられているからである。

以下では、所得税の税収の動向から拡充余地があるという前提のもとで、所得税収を高めるためにどういった政策が必要となるのかについてこれまでの税制改革と現状より、今後の拡充策を述べる。

所得税の現状

日本の所得税収のGDP比率は主要先進国と比較して最も低い数値となっている。欧州は消費への課税が強い国であるというイメージが強いが、日本は所得税においてもどの欧州各国と比較しても低い。しかし、日本の所得税の最高税率は50%（個人住民税を合わせて）で、先進各国と比較した場合、決して低い水準となっているわけではなく、福祉国家で代表される欧米諸国並みとなっている。そこから考えられることは、日本の所得税は高い税率が税収へという関係には結びついていない、それは、負担の上で公平性を欠いており所得再分配が達成されていないということにつながる。

なぜ所得税の税収が低いのか

①これまでの税制改革による税率の引き下げ

所得税は各々の支払い能力に応じた高い税負担を強いる税であり、累進税率を採用していることで財政を安定化させる累進性の機能を有している。高い税は不況期には税収が減少するが、景気が回復すると税収の自然増になる。税制改革は経済・社会の情勢によってなされるものであるが、個人所得税はこれまでの税制改革において景気刺激策の一環として恒久的な減税がなされてきた。

表1はこれまでの所得税率の推移を示しているものである。シャープ税制以後の大幅な改正である1987年、88年の抜本的税制改革では、勤労者を中心とする税負担に対処するため、高い累進性を有する所得税の税率構造が見直され、従来10.5%~70%であった税率は10%~50%に改められた⁴⁶。その後の1999年税制改正では、最高税率の引き下げが行われ、50%であった最高税率が37%になった⁴⁷。2007年の税制改正では、10%~37%であった税率が5%~40%に変更されることになり、2013年の税制改正によって、2015年からは最高税率が40%から45%に引き上げが施行され、税率構造の見直しがなされつつある。しかし、所得税率の推移を見ると、引き下げが行われてきた傾向にあるとみるのが妥当である。このように、これまでの経済状況の中、低迷する景気に対する措置として所得税の減税が採用されてきたこと、つまり、税制改革で所得税

⁴⁴ 関口（2006）p.151.

⁴⁵ 課税標準を段階的に区分し上の段階に進むに従って遞次的に高率を適用する累進税。有斐閣経済辞典 p.845.

⁴⁶ 住澤（2014）p.46.

⁴⁷ 星野（2012）p.58.

率は引き下げられてきたことが税収を下げる要因の一つであったといえることができる。

表1 所得税率の推移

	所得税	
	税率	税率段階
1974年	10～75%	19段階
1984年	10.5～70%	15段階
1987年	10.5～60%	12段階
1988年	10～60%	6段階
1989年	10～50%	5段階
1995年	10～50%	5段階
1999年	10～37%	4段階
2007年	5～40%	6段階

(出所) 星野 (2012) p.59 より作成。

②縮小されてきた課税ベース

所得税において税収の妨げとなっている要因のもう一つとして、各種控除によって課税ベースが浸食されていることが挙げられる。その問題を取り上げる前に、所得税額が算出される過程について見ていきたい。

税額が算出される仕組みは以下の通りである。まず、収入または経済的利益から必要経費が差し引かれて所得が求められる。次に、求められた所得から基礎控除や扶養者控除といった所得控除が差し引かれて、課税ベースとなる課税所得が決定され、適用される税率にしたがって課税額が算出されるというものである。加えて、算出された税額から一定の金額を控除することで課税額が減額される税額控除も適用される場合がある。

日本の所得税率の引き下げについて前述したが、所得税の負担額は税率に依存するだけでなく、課税所得の多寡によっても影響を与えられる。したがって、税率を見るだけでなく、課税ベースがどの程度になっているかについても検討する必要がある。これまでの税制改革では、所得税率の引き下げとともに、各種控除の引き上げが行われてきた。各種控除には、最低限必要な支出には課税しないという考えによって、すべての納税者について認められる①基礎控除、②配偶者が所得税を払うだけの所得を稼得していない人に適用される配偶者控除、③子供や親などを扶養している人に適用される扶養控除が設けられている⁴⁸。つぎに、社会的に不利な立場にある人の所得税負担を軽減する目的で設けられた控除として、④高齢控除、⑤寡婦控除、⑥勤労学生控除がある⁴⁹。そして、⑦社会保険料控除、⑧小規模企業共済金等掛け金控除、⑨生命保険料控除、⑩

⁴⁸ 持田 (2009) pp.134-135.

⁴⁹ 持田 (2009) p.135.

地震保険料控除⁵⁰といった保険料に対する控除もある。この他、災害・盗難にあった納税者は⑪雑損控除、病院の入院費や治療費を支払った納税者は⑫医療費控除、公益に寄与すると考えられる法人や団体に対して寄付を行った納税者は⑬寄付控除を受けることができる⁵¹。このように、様々な控除が作られたことによって、実際に課税されるベースが小さくなり、課税ベースが浸食されている状況になるに至った。日本は所得控除によって課税ベースが大きく浸食されて⁵²おり、過度な所得控除によって国際比較で見たときに決して低くない税率が税収へと向かう循環が阻害されている。各種控除の見直しが進められているが、単に控除額を下げるだけにしてしまうと、課税ベースは拡大する一方で、課税最低限⁵³も低めることになる恐れもある点に注意する必要がある。

個人所得税において必要な政策

所得税についてみてきたが、恒久的な減税策と各種控除によって高所得者に対しても課税が適切にされていないことが税収の減少につながっているのではないかと考えられた。所得税については課税ベースと税率の見直し、そして、金融所得に対する課税の強化とクロヨン是正にもつながる、所得を正確に把握する納税者番号制度の創設が必要である。

以下に、それぞれを問題提起し解決に向けた政策を考える。

①金融所得に対する課税の強化

垂直的公平性の観点から、実際には累進課税の理念に従って、高所得層になるにつれて租税負担が増加しているとは言えない状況にある問題が挙げられる。その最大の要因は、分離課税として累進税率が適用されていない資産性所得によるものである⁵⁴。資産性所得には株式譲渡益や受取配当、受取利子といった金融所得が大半を占めている。

現行の税制では、これらの金融所得には比例税率が適用されており、高所得層になるほど金融資産所得の割合が大きくなることをふまえると、累進課税の理念に即して適用されるはずの税率よりも低いことが多いと考えられる。表2は日本と先進諸国の株式譲渡益、受取配当、受取利子に対する課税を比較したものである。日本の株式譲渡益、受取配当、受取利子に対する税率は20%となっており、総合課税を適用することにより累進性を高めている他の先進諸国だけでなく、税率30%前後で分離課税を適用している諸外国と比較しても低い水準となっていることがわかる。分離課税を適用した優遇税率が、高所得者層では「支払い能力の高い者がより多くの租税を支払う」という所得課税において達成されるべき垂直的公平性が実現できているとはいえない状況に結びついている。さらに、日本はデフレーションつまり物価下落傾向にあり、名目金利より実質金利が高い。日本は名目的な金融所得に他国より低い税率で課税しているため、実質的な

⁵⁰ 持田(2009) p.135.

⁵¹ 持田(2009) p.135.

⁵² 土居(2010) p.72.

⁵³ 給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除など諸控除の累積額で構成される課税を受ける最低限度額のこと。有斐閣経済辞典 p.146.

⁵⁴ 神野(2006) p.151.

金融所得の租税負担はいつそう軽いといえる⁵⁵。

金融所得に対する課税の強化を行う方向性としては、公平性を確保するためにも、金融所得に対して、他の先進諸国と同様に総合課税または 30%前後の申告分離課税の選択にし、将来は総合課税に統一すべきである⁵⁶。さらに、金融所得は所得の把握が困難であり、適切な課税が難しい側面がある。課税の強化だけでなく納税者番号制度による正確な所得の捕捉が不可欠である。

表 2 金融資産性所得課税の国際比較

		日本		アメリカ	イギリス	スウェーデン	フランス	ドイツ				
金融 資産 性 所得	受取利 子	分離	20%	総合	—	(注3)	分離	30%	総合	—	分離	26.375%
	受取配 当	分離	20%		(注1)	(注4)	分離	30%		—	分離	26.375%
	株式譲 渡益	分離	20%		(注2)	(注5)	分離	30%		—	分離	26.38%

(注 1) 最高税率 20% (0、15、20%)

(注 2) 最高税率 20% (0、15、20%)

(注 3) 最高税率 45% (10、20、40、45%)

(注 4) 最高税率 37.5% (10、32.5、37.5%)

(注 5) 最高税率 28% (18、28%)

(出所) 関口 (2006) p.165 を参考に財務省 金融・証券税制に関する資料より作成。

②課税ベースの拡大と税率の見直し

課税ベースの拡大を目指す方向としては現行の所得税で採用されている多岐にわたる所得控除から税額控除へ移行するという手段がまず考えられる。

所得税は、担税力をもとに構成されており、担税力が低下する事情があるときには所得税の負担を調整することになっている。その方法として、所得から一定額を控除する所得控除と、納税者の税額そのものを差し引く税額控除の二通りがある。日本においては、前者の所得控除に重きを置く政策がとられてきているが、上述の課税ベースの侵食が進行する中で所得控除から税額控除へ見直していく必要がある。税額控除のメリットは以下の通りである。税額控除は、所得税の課税ベースの侵食を食い止める効果をもっている。つまり、一定の所得以下の納税者・世帯だけを対象とするので、課税ベースの侵食は限定され、所得税の累進機能を高める効果をもつ⁵⁷ということである。日本においても所得控除から税額控除に切り替えていくことで低所得者への負担を軽減しながら課税ベースを確保することができる。

税率の見直しについては、これまでの税制改革において恒久的な減税がなされる以前の水準に

⁵⁵ 池上 (2013) pp.331-332.

⁵⁶ 池上 (2013) p.332.

⁵⁷ 森信 (2010) pp.98-99.

戻すことである⁵⁸。税率の引き上げを巡る批判としては、勤労意欲を削ぐこと、海外への人材流出が起きかねないこと、国際的に見て妥当な最高限界税率である⁵⁹といったものがあるが、超過累進税率のもとでは、最高税率の引き上げは低・中所得者への増税にはならない⁶⁰。税率を引き上げると勤労意欲を阻害するという議論は一定の説明力があるものの、資産所得の多い高所得者に必ずしも当てはまるものではない⁶¹。むしろ、所得に占める勤労所得の割合が高い低中所得階層の税率引き上げのほうが、勤労意欲に影響がある⁶²。恒久的な減税政策の過程で税率の引き下げと税率段階のフラット化が行われたが、税収の減少につながっただけでなく、累進性が低く所得再分配の機能不全をもたらした観点から考えると、税率の引き上げを行う必要がある。また、税率の引き上げだけでなく、税率段階についても考慮する必要がある。これまでの税制改革では税率の引き下げとともに、税率段階のフラット化も行われてきた (表2参照)。税率を引き上げるだけでなく、税率の刻みを増やすことも必要である。

③税の執行面での問題に対する対策

税の執行面からも問題がある。水平的公平性の観点から、所得税には執行面の問題としてクロヨン問題が残されている。クロヨン問題とは、同額の所得を得た源泉徴収対象者と申告納税対象者 (自営業者・農業従事者) との間で、それらの所得の捕捉率がそれぞれ九割、六割、四割と相違があるのではないかという疑念である⁶³。近年では申告納税者の減少等により、クロヨン問題が解消されてきたとする推計結果もあるが、源泉徴収の適用者であるサラリーマンと自営業等の申告納税者の間で不公平感が払拭されているとはいえない現行の所得税徴収体制にも問題があり改善していくべきである。その対策としては、金融所得への課税の強化でも触れた納税者番号制度の創設が必要である。

4.2 法人所得税について

法人所得税 (以下、法人税) は、経済のグローバル化が進行しているなかで税率の引き下げが国際的に起きている。日本においてもこれまでの税制改革で税率の引き下げが行われてきた。日本だけが法人税を重課すれば、海外の企業が日本に進出・投資しなくなる⁶⁴恐れがあるが、企業活動は国際化の基調があり、国際競争はより厳しい局面を迎えることが予想される。諸外国と比較して、日本のみが法人税を重くすることは産業成長の圧迫につながり、国内での雇用機会の喪失や賃金の低下などにも波及する可能性もあるというのが一般的に法人税の引き下げを主張する立場の意見である。

⁵⁸ 関口 (2006) p.168.

⁵⁹ 関口 (2006) p.168.

⁶⁰ 関口 (2006) p.168.

⁶¹ 関口 (2006) p.168.

⁶² 関口 (2006) p.168.

⁶³ 関口 (2006) p.155.

⁶⁴ 土居 (2010) p.138.

以下では、日本における法人税の現状を税率と負担の立場から見ていき、今後必要な政策を検討する。

法人税の現状

法人税は法人の所得に対して課される税であり、日本の法人税負担は重いと認識されており、財界を中心に法人税率の引き下げの要求がなされているのが現状である。このような背景には、①日本の法定実効税率が国際的に高いこと、②日本の租税・社会保障負担の対国民所得比（国民負担率）や GDP 比率が国際的にも高いこと、さらに、③OECD 諸国において、法定法人税率のほぼ一貫した引き下げにもかかわらず、2000 年代の法人税収の対 GDP 比がむしろ上昇している現象（法人税のパラドックス）が起きていた⁶⁵ためである。税率についてみると、基本税率は 25.5%、国と地方を合わせた実効税率は 34.62%となっており、他の先進諸国と比較した場合、アメリカに次いで税率が高くなっている⁶⁶ことが読み取れる。日本の法人税の租税負担率についてみると、先進諸国の中でも高い負担率を示している⁶⁷。

しかし、税率と法人税の負担率が高いからといって日本の法人負担が必ずしも強すぎるとは言えないという批判もある。その理由として、法人税率が低いヨーロッパ諸国では、一方で事業主の社会保険料負担が雇用人より高く設定されており、それを含めた企業負担が軽減されているわけではなく⁶⁸、日本の法人負担は決して重くないと考えることができるからである。さらに、関口（2012）では、法人税の負担率が高い要因として、3 点の理由を指摘している。第一に、法人税の対象範囲の広さである。日本では、個人所得税の対象となる企業が少なく、企業組織が法人である限り、法人税の対象となる企業が多いからである。このことが、日本の法人所得税の税収を相対的に大きくしている側面がある。第二に、海外進出度の相対的低さである。日本企業は相対的に外国政府に法人税を納付する割合が少なく、結果として本国親会社の立地する日本に納付する割合が高いということである。第三に、法人部門の所得の大きさである。日本の法人部門の生み出す所得が相対的に大きかったことが、法人税収の対 GDP を大きくしている側面があった。ただ、1990 年代を境に日本の相対的優位性は少なくなり、2000 年代には EU 諸国の法人所得も増加していることから、三つ目の理由は法人税の負担率が高いことに影響を与えているとはいえない。

以上のことを踏まえると、法人税率の高さが必ずしも国内企業に高い負担をもたらしているとは言えないということが考えられる。

法人税において必要な政策

法人税について、今後行っていくべき政策は課税ベースの拡大である。課税ベースの拡大とは法人税を支払う企業の対象を広げることである。法人税は原則として黒字企業しか払っていない

⁶⁵ 関口（2012）p.129.

⁶⁶ 財務省「国・地方合わせた法人税率の国際比較」

⁶⁷ 財務省「租税負担率の内訳の国際比較」

⁶⁸ 田代（2011）p.147.

のが現状であり、黒字企業に対しても租税特別措置⁶⁹といった様々な措置により税負担が軽減されている。先進諸国は法人税率の引き下げとともに、課税ベースを拡大する政策を行ってきたが、日本では、課税ベースの拡大が遅れをとっている。赤字企業に対しても一定の税負担を求め、黒字企業に対する税負担の軽減措置を縮小することによって課税ベースを確保すべきである。法人税の課税ベースを拡大させるために事業規模に応じて課税する外形標準課税の強化を行うことや租税特別措置の見直しを図ることで、より適切な課税を広い範囲を対象に行えるようにすることが必要である。

4.3 低所得者に配慮した消費税に向けて

消費税は所得税に比して、効率性(経済的中立性)を重視した租税であるといわれる。しかし、消費税においては増税する際に考慮すべき課題がある。

以下では、消費税の現状と消費税において考えられる問題、増税する際に必要な政策について述べる。

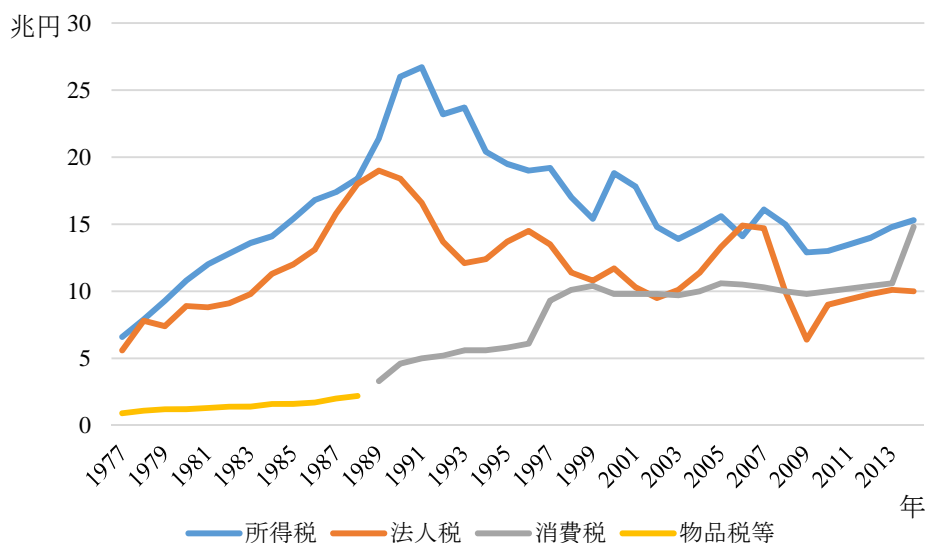
消費税の現状

日本では税と社会保障の一体改革において決定された消費税率8%、10%と段階的に引き上げる政策が行われているが、他の先進諸国と比較した場合、依然として消費税のウェイトは小さく、消費税率は国際的に見ると低水準であるという特徴がある。

消費税は所得税に比べて景気に左右されにくく税収を確保するという面からみれば、有効な財源であると考えられる。図8より、1989年に税率3%で消費税が導入、1997年に5%に増税、そして、2013年に再び消費税率が8%に引き上げがされる過程を見ると、個人所得税や法人税に比べて税収の増減が緩やかであること、減収があまりないことが読み取れる。少子高齢化に伴い安定的な財源が不可欠であるという視点に立てば、消費税によって歳入拡大を目指す方向性も考えられ、持続可能な財政のためにも消費税の負担が大きくなる可能性もあると考えられる。

⁶⁹ 税額控除等により税負担を軽減したり、通常より短い期間の償却を認めたり、課税されない準備金の積立てを認めるといった方法で、優遇を与える措置。森信(2010) p.228.

図8 主要税目の税収の動向



(出所) 財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」より作成。

消費税に起因する問題

消費税は、効率的な租税であり財源調達能力が高い点で優れていると考えられるが、消費税においても克服すべき問題が残されている。

以下では、消費税に起因する逆進性の問題、そして、日本の消費税の制度上の問題点を取りあげる。

① 逆進性の問題

消費税は垂直的公平性の観点から見ると、逆進性があるという問題がある。逆進性とは、低所得者になればなるほど所得に占める消費の割合が一般的には高いため、所得に占める消費税の負担も高所得者より低所得者のほうが高くなるという問題である⁷⁰。しかし、逆進性は存在しないという見解もある。恒常所得や生涯所得から消費が決まる、すなわち消費支出合計が生涯所得となるとみれば逆進性は存在しない⁷¹とするものである。しかし、限界消費性向が小さくなる可能性や、高額所得者に資産が多いこと、遺産税ではなく相続税方式をとる日本の世代間資産移転税制の不備を勘案すれば、逆進性の問題がないとはいえない⁷²という見方をするのが妥当である。

消費税には逆進性があるという結論に至ったが、消費増税が行われ消費税率が増加すると比例して逆進性の問題は更に大きくなることも考慮に入れなければならない。

② 仕入税額控除の問題

効率性(経済的中立性)のから、消費税の制度上に帳簿方式による仕入税額控除の問題がある。

⁷⁰ 関口 (2006) p.157.

⁷¹ 星野 (2012) p.201.

⁷² 星野 (2012) p.201.

付加価値税である消費税は一般的に仕入税額控除を適用している。その仕組みは、各事業者の売上にかかる消費税額から仕入にかかる消費税額の控除を認めることによって、実質的な課税ベースから算定された税額を合計することで、形式的な課税ベースである課税売上高から算定した税額に一致させる、というものである⁷³。

仕入税額控除には二つ方式があり、一つ目は、インボイス方式である。仕入にかかる納付税額票(インボイス)の受領を条件に、仕入にかかる税額の控除を認めている。そのため、仕入にかかる前段階までの税額が正確に控除されるとともに、消費税の買い手への転嫁が容易となり、事業者間取引の相互チェックも可能となる⁷⁴仕組みである。

二つ目は、帳簿方式である。小売業者Aと卸売業者Bという二つの主体があると想定する。そこで、帳簿方式では、小売業者Aが売上に消費税が適用されない卸売業者B(インボイスを発行しない免税事業者)から仕入れた場合でも、小売業者Aに帳簿上の仕入高から逆算した仕入税額による仕入税額控除を認めている。そのため、最終消費者が小売業者Aに納付した消費税額の一部が小売業者Aの手元に残る益税⁷⁵や、輸出に際しての還付が不正確となるという問題が生じ、インボイス方式の持つ事業者間のチェック機能も弱められる⁷⁶仕組みとなっている。

前者のインボイス方式はヨーロッパ型であり、ほとんどの先進諸国が採用している。日本は後者の帳簿方式を採用していることから、消費税において本来達成されるはずの効率性(経済的中立性)が損なわれている。

帳簿方式による益税といった問題は、効率性(経済的中立性)の観点からだけではなく、公平性の問題とも結び付くと考えられる。インボイス制度を導入しないまま消費税率の引き上げが行われると、こういった問題を増幅させることになるからである。消費税率の引き上げを行う前にインボイス方式に切り替える必要がある。

消費税において必要な政策

消費税には逆進性が存在しており、逆進性を緩和しないまま税率の引き上げを行うべきではない。低所得者に過度な負担が強いられないようにするためには逆進性を緩和しなければならない。逆進性を緩和する低所得者への配慮として、複数税率を適用することと税額控除方式を採用することができる。

以下では、複数税率を適用したEU諸国の先行事例からの得られた複数税率の問題点と、カナダにおいて行われた消費税逆進性緩和型税額控除(GSTクレジット)について説明する。

① 複数税率

複数税率の問題点としては次のようなことが指摘されている。第一に、軽減税率の適用範囲を

⁷³ 関口(2006) p.156.

⁷⁴ 関口(2006) pp.156-157.

⁷⁵ 消費者が支払った消費税額で事業者の手元に残るもの。有斐閣経済辞典 p.71.

⁷⁶ 関口(2006) p.157.

合理的に設定することの困難性である⁷⁷。軽減税率を適用されるのは生活必需品となる食料品がしばしば対象に挙げられるが、食料品といってもぜいたく品から基礎的な食品まで幅広く存在しているし、消費者の嗜好も多様化している中で対象品目の定義が難しいと考えられる。

第二に、軽減税率に伴う事業者の事務負担の増加である⁷⁸。例えば、食料を生産する農家は、売上である食料は軽減税率である一方、食料を生産するためにかかる石油、ガス、農機具等など仕入にかかる費用には標準税率が適用されるため、税率により還付が生じ、納税者の記帳事務コスト、税務当局のコストが増加するという問題である。

第三に、軽減税率の趣旨である低所得者対策の効果が明確ではない⁷⁹ということである。消費税が間接税である以上、納税者の担税力を考慮することはできないので、生活必需品に対して税率を低くしても高所得者も同じように生活必需品を購入して生活する。つまり、高所得者のも恩恵が及ぶと考えられ、複数税率がもたらすべき所得の再分配効果が期待できないということである。

最後に、軽減税率の減収分を補うために、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならないという問題⁸⁰も考えられる。消費税を安定財源として一定規模の確保が求められている場合には、軽減税率に伴う減収を回避するために標準税率も合わせて高くせざるを得ないことになるからである。

② 消費税逆進性緩和型税額控除（GST クレジット）

複数税率が事業者と消費者双方にコストの増加を招くことから消費税の逆進性への対策として、最も有効であると考えられているのが、カナダやシンガポールで導入された消費税逆進性緩和型税額控除（GST クレジット）である。給付付き税額控除⁸¹の一つで、低所得者に対して必要最小限の消費支出にかかる消費税相当額を所得税体系の中で税額控除として還付していくもの⁸²である。カナダの GST クレジット制度は、家計調査から低所得者の基礎的生活費を計算し、その消費税率分を家族構成に応じて給付する、というのが基本的な仕組みである。具体的には、税額控除額（給付額）は、夫婦（単身であれば本人）の社会保険料を除く所得、配偶者の有無、子供の数に基づいて計算される⁸³。

消費税逆進性緩和型税額控除は、家計調査を元に適正な低所得者への給付額を推定する仕組みとなっており、更に複数税率で起こるような軽減品目の定義による複雑な基準や事務負担の増加は起こらず、低所得者に所得再分配も機能する点で、複数税率よりも優れているので、日本でも導入していくべきであると考えられる。しかし、GST クレジット制度を適用するための課題と

⁷⁷ 森信（2010）p.276.

⁷⁸ 森信（2010）p.277.

⁷⁹ 森信（2010）p.277.

⁸⁰ 森信（2010）p.278.

⁸¹一定の所得以上の勤労所得のある個人あるいは世帯に対して一定額の税額控除（減税）を与え、控除しきれない額は還付（給付）する。所得が増加するにつれて税額控除はし、一定の所得額に達すると廃止される制度。森信（2010）。

⁸² 森信（2010）p.282.

⁸³ 森信（2010）p.282.

しては、納税者番号制度、つまり課税インフラを整えていくことも同時に行っていかなければならない。

4.4 今後の税制に必要な課税インフラの整備

これからの税制に必要な制度は共通番号制度の創設である。所得税においては正確な所得情報を把握するために、さらに低所得者対策として給付付き税額控除を導入すべきであると述べたが、それらを機能させるためにも不可欠な措置が共通番号制度であるからである。日本では社会保障・税番号制度として2017年10月より導入されることになっているが、内閣官房では、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなると記述している。

共通番号制度では、給付付き税額控除を実現できるといった税制と社会保障の一体的な政策ができる点、課税インフラを整備することによる公平かつ透明な新しい税制の基盤づくりに貢献する点、さらに納税手続きや微税事務の抜本的な改革を図れるといったメリット⁸⁴が考えられており、多くの諸外国で日本に先立って導入されている。諸外国の共通番号制度では、社会保障番号、住民登録番号、税務番号を活用しているが、使用目的については様々である。納税者番号に限定している場合や税務と社会保障に利用している場合、さらには、税務、社会保障、選挙、教育など公共部門のほとんど全ての分野で利用している国もある⁸⁵。

一方で、共通番号制度のデメリットとして、国民一人一人に番号を提供するためのシステム構築といった制度の導入コストや個人情報漏洩の危険性があることや、民間企業でも幅広く利用されるため、番号のデータベースが構築され、他の目的に使用される懸念があるといったプライバシー侵害の問題⁸⁶が指摘されている。

共通番号制度には、デメリットもあるが、日本の租税基盤を正すためにも導入すべき制度である。プライバシー保護のため、番号の民間取引への利用を禁止する⁸⁷措置をとることも可能である。諸外国の成功例をもとに日本型の共通番号制度を模索することが今後不可欠な政策である。

おわりに

本論文では、日本の財政の現状や、膨大に膨れ上がった累積債務が財政にもたらす問題、さらに、財政健全化に向けての考え方を述べてきた。加えて、財政を維持する上で歳入面となる税制について触れ、日本の税制を個人所得税、法人所得税、消費税の三点より現状の問題点と必要な政策について考察した。税制を改善する政策を行うに当たって納税者番号制度の構築が必要であることについても触れた。日本において公債依存した体質を続けてしまうことは更なる財政の硬

⁸⁴ 榎並（2010）p.136.

⁸⁵ 星野（2012）p.81.

⁸⁶ 榎並（2010）pp.139-140.

⁸⁷ 池上（2013）p.332.

直化をもたらす財政の機能を低下させてしまうことにつながる。安定した国民生活を営むには税基盤を見直し財政の健全化を図るのは不可欠である。日本が北欧諸国のような福祉の充実した国民の標準生活を保障する国家を目指すのか、アメリカのような自己の責任で生きていく社会を目指す⁸⁸のかによって税制構造の検討は異なってくるが、税収の確保は必要である。さらに、日本は所得格差が大きく税収の確保だけでなく租税を通じていかに所得再分配を達成するのかという点にも配慮が必要であり、税制度にも問題が残されている。国民の公平性を確保しつつ、税収を増やすことができる税制を整えることが、財政赤字が顕著な問題となってきた時代に必要なことであるだろう。

参考文献

- ・池上岳彦（2013）「日本の社会保障と租税制度」SGCIME（エス・ジー・シム）編『増補新版 現代経済の解説』御茶の水書房。
- ・井手英策（2013）『日本財政 転換の指針』岩波新書。
- ・榎並利博（2010）『共通番号（国民ID）のすべて』東洋経済新報社。
- ・金森久雄・荒憲治郎・森口親司編（2002）『有斐閣 経済辞典』第4版，有斐閣。
- ・可部哲夫（2014）『図説 日本の財政』東洋経済新報社。
- ・神野直彦（2007）『財政のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書。
- ・神野直彦・星野泉・町田俊彦・中村良広・関口智（2012）『よくわかる社会保障と税制改革』イマジン出版。
- ・住澤整（2014）『図説 日本の税制』財務詳報社。
- ・土居丈朗（2010）『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社。
- ・関口智・伊集守直（2006）「税制改革の将来構想」神野直彦・井手英策編『希望の構想 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』岩波書店。
- ・田代洋一・萩原新次郎・金澤史男編『現代の経済政策（第4版）』有斐閣ブックス。
- ・西田安範（2012）『図説 日本の財政』東洋経済新報社。
- ・持田信樹（2009）『財政学』東京大学出版会。
- ・森信茂樹（2010）『日本の税制 何が問題か』岩波書店。
- ・財務省『日本の財政を考える』
<http://www.zaisei.mof.go.jp/>
- ・財務省『わが国の税制・財政の現状全般に関する資料』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/index.htm
- ・財務省『国・地方合わせた法人税率の国際比較』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm
- ・財務省『主要税目の税収（一般会計分）の推移』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/011.htm

⁸⁸ 神野（2007）p.92.

- ・ 財務省『租税負担率の内訳の国際比較』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/021.htm
- ・ 財務省『日本の財政関係資料（平成26年2月）』
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_26_02.pdf
- ・ 財務省『日本の財政関係資料（平成26年10月）』
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_26_10.pdf
- ・ 財務省『もっと知りたい税のこと』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/index.htm